

議案第 6 号

大野市地域学校協働本部事業実施要綱案

令和 5 年 2 月 1 3 日 提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

家庭・学校・地域が一体となり目標を共有して連携・協働する体制づくりを行うために、地域学校協働本部の設置等について必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市地域学校協働本部事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市地域学校協働本部事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）に基づき、学校・家庭・地域が一体となり、目標を共有して連携・協働する体制づくりを行うために、大野市教育委員会が実施する大野市地域学校協働本部事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(地域学校協働本部)

第2条 事業を実施するに当たり、公民館に地域学校協働本部を置く。

2 地域学校協働本部を設置する公民館及び名称は、別表のとおりとする。

3 地域学校協働本部は、次に掲げる活動の支援を行う。

(1) 学習活動（放課後学習支援、体験学習支援等）

(2) 環境整備活動（校内の環境整備に係る活動等）

(3) 見守り活動（登下校時における子どもの安全確保に係る活動等）

(4) 学校行事

(5) 学校が、子どもの学びの一環として地域の課題に主体的に関わっていく活動

(6) 前各号に掲げるもののほか、学校と地域との連携・協働に関する活動

4 地域学校協働本部は、学校運営協議会で協議された学校運営への支援活動等について、その実現に向けて取り組むものとする。

(本部員)

第3条 本部員は、次に掲げる者とする。

(1) 第4条に規定する地域学校協働活動推進員

(2) 公民館職員

(3) 前各号に掲げるもののほか、当該地域の実情を勘案し、教育委員会が必要と認めたもの

2 運営に必要な事項は、地域学校協働本部において別途定める。

(地域学校協働活動推進員)

第4条 教育委員会は、法第9条の7第1項に基づき、市内の各小中学校区（以下「学校区」という。）に地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

2 推進員は、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(推進員の定数)

第5条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各地域学校協働本部当たり若干人とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(推進員の資格及び委嘱)

第6条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者の中から、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有する者

(推進員の委嘱期間及び解職)

第7条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合

(2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(推進員の職務)

第8条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動

(3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動

(4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(推進員協議会)

第9条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

(1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること

(2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること

(3) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(事務局)

第10条 事業の庶務は、教育委員会生涯学習・文化財保護課において処理する。

(サービス)

第11条 本部員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(1) 法令及びこの要綱に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。

(2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行動をしてはならない。

(3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第12条 本部員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	公 民 館 名
大野地区地域学校協働本部	大野公民館
下庄地区地域学校協働本部	下庄公民館
乾側地区地域学校協働本部	乾側公民館
小山地区地域学校協働本部	小山公民館
上庄地区地域学校協働本部	上庄公民館
富田地区地域学校協働本部	富田公民館（五箇公民館）
阪谷地区地域学校協働本部	阪谷公民館
和泉地区地域学校協働本部	和泉公民館